

請求書および支払金口座振替依頼書の押印省略について

令和 4 年 4 月 1 日から、東松山市へ提出する請求書等の押印を省略できます。

1 押印を省略できる書類

- (1) 請求書
- (2) 支払金口座振替依頼書（債権者登録）

※市指定の様式、任意の様式どちらも省略可能

※法令、規則等により押印を求められているものは除きます。

※委任状は署名または押印が必要です。

2 押印を省略する場合

- 押印を省略した場合は電子メールによる提出が可能です。その場合は原則PDF形式での提出となります。ファックスによる提出も可能です。
- 請求書等の内容確認のため、電話等による連絡や本人確認等をお願いする場合があります。
- 押印を省略した場合は、訂正印による訂正はできません。原則、適正な請求書を再提出してください。
- 押印した請求書でも請求できます。

3 適用年月日

令和 4 年 4 月 1 日以降に作成される請求書が対象です。

4 様式の変更

押印省略に伴い、請求書および支払金口座振替依頼書の様式が変更となります。様式の取得はホームページ上から又は担当者にお問い合わせください。

なお、必要な事項が記載されていれば任意の様式で提出できます。

【お問い合わせ先】

会計課 審査グループ (0493-21-1404)